

| | | | |
|-----------|------------------|-----------|------------------|
| 会 見 年 月 日 | 令和7年8月19日（火曜日） | | |
| 担 当 課 | 消防本部 救急課 | （担当者名：有岡） | |
| 問い合わせ先 | TEL：0791-43-6884 | （内線：5205） | FAX：0791-45-0119 |

マイナ救急実証事業について

1. 趣 旨

総務省消防庁が進めている、傷病者の健康保険証利用登録をしたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）を活用し、病院選定等に資する情報を把握する取組（以下「マイナ救急」という。）の実証事業に赤穂市消防本部も参画することとします。

2. 実施期間 令和7年10月1日から令和8年3月31日

あなたの命を守る マイナ救急 実施中



マイナ救急とは・・・

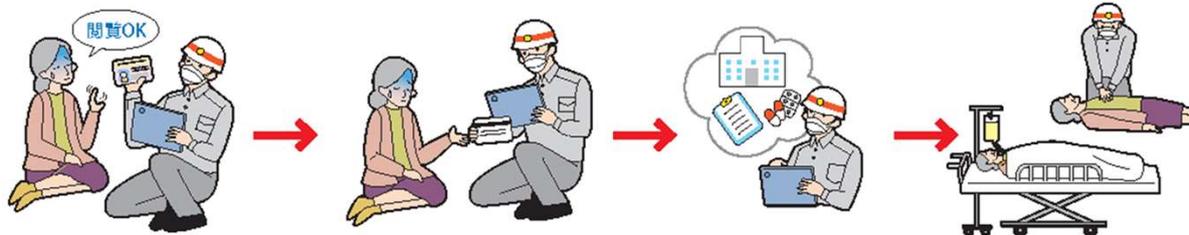
救急隊員が傷病者のマイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバーカード）を活用し、傷病者の医療情報等を閲覧する仕組みのことです。

★マイナンバーカードを見せるだけで以下の情報が伝わります



- ・傷病者の説明負担が軽減されます
- ・より適切な処置が受けられます

マイナ救急の流れ



①傷病者が情報閲覧に同意する

②マイナンバーカードを読み取る
※暗証番号の入力不要

③隊員が医療情報を閲覧する

④より適切な処置や搬送先医療機関の選定につながる

令和7年10月1日から開始



事業に関する情報は特設サイトでもご覧いただけます



総務省消防庁 × 赤穂市消防本部

お問い合わせ
赤穂市消防本部救急課
TEL：0791-43-6884